

西日本こども研修センターあかし

2023 年度(令和 5 年度)

研 修 概 要

公益財団法人 こども財団

西日本こども研修センターあかし

National Training Center for Prevention of Child Abuse and Neglect

虐待・思春期問題情報研修センター

目 次

I	基本理念	2
II	研修の考え方	2
III	研修の方法	2
IV	2023年度（令和5年度）の企画方針	4
V	申込方法	7
VI	2023年度（令和5年度）研修一覧（実施月別）	9
VII	2023年度（令和5年度）研修一覧（対象機関等別）	11
VIII	2023年度（令和5年度）研修の申込期間一覧	14
IX	研修内容	
1.	研修企画担当者等養成研修	15
2.	乳児院職員指導者研修	17
3.	児童相談所児童心理司指導者研修	20
4.	一時保護所・一時保護専用施設指導者研修	22
5.	子ども虐待対応母子保健関係職員指導者研修	24
6.	市区町村子ども家庭支援指導者研修	26
7.	教育機関・児童福祉関係職員合同研修【オンライン】	28
8.	児童相談所弁護士専門研修	30
9.	こころのシリーズ「虐待を受けた子どものこころの支援」【オンライン】	32
10.	特別講座 受援力を高めるために必要な支援を考える【オンライン】	34
11.	健康障害のシリーズ「DV・子ども虐待と健康障害」【オンライン】	35
12.	児童養護施設職員指導者研修	37
13.	指導教育担当児童福祉司任用前研修（法定研修）	39
	国が示した法定研修のカリキュラム	44
X	児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員へのブロック研修	47
XI	子ども家庭総合支援拠点の設置等を支援するアドバイザー派遣事業	48
	地図・アクセス	50

I 基本理念

子どもを権利の主体とする「子どもの権利条約」の理念を基本姿勢とし、全国の子ども虐待対応機関の指導的立場にある職員等を対象として、子どもの最善の利益を最優先する支援を行うための専門的知識・実践的支援技術の習得に資する研修を行うことにより、子ども虐待のない社会の実現を目指します。

II 研修の考え方

子どもや家庭への支援における高度な実践力を有する指導者を育成し、全国的なネットワークを形成するとともに、新たな知見や技術の普及を通じて、わが国における子ども虐待及び思春期問題への支援の質の向上を図ります。その目標に向かって、受講者と講師・助言者等が共に学びあい、現場の実情に応じた適切な対応を工夫し作り上げていくための研修を実施していきます。

- 子ども虐待対応機関の指導的立場にある職員等を対象に、高度専門的な知識や技法の習得を通じて、指導者としての資質の向上を図ります。
- 受講者個人の資質向上のみならず、受講者が所属する機関の対応力向上、ひいては地域の子ども家庭支援力の向上に資する研修を行います。
- 全国の子ども虐待対応機関や子ども家庭支援活動を行う関係者との情報交換を密にし、現場のニーズに対応します。
- 子ども虐待対応機関が抱える課題の解決に資する研修を行います。
- 機関内および地域における多職種・多機関の連携・協働や組織づくりに資する研修を行います。
- 子ども虐待対応機関職員等の業務に対する意欲の向上に資する研修を行います。
- 研修の効果を検証し、研修企画に反映して、質の向上に活かします。
- 研修の成果を広く発信して、わが国の子ども虐待に対する理解の向上や地域における子ども虐待防止の取組の機運醸成を図ります。

III 研修の方法

当研修センターの研修は、①専門研修、②専門研修（アウトリーチ型）③法定研修、④専門講座の4つのタイプに分類されています。研修の内容は、事前課題、当センターでの受講、振り返りシートへの記入、フォローアップ（一部の研修）等で構成します。なお、研修の中には、事前に指定する期間内にオンデマンドの講義等を受講した上で、参集又は指定する日に講義等を受講する研修があります。

法定研修の「指導教育担当児童福祉司任用前研修」については、前期課程と後期課程の間の指定された期間に、eラーニングシステムによるオンデマンドの視聴、筆記試験があります。また、日々の業務の中で指導教育担当児童福祉司を育成する立場にある指導的職員（以下「指導的職員」という。）からOJTによる指導教育を受けながら、上司等からの評価を受けることや実際に担当したケースを事例として提出することになっています。後期課程では、事例検討において、受講者が提出した事例を基にして、小グループでのスーパービジョンを行うことになっています。

1. 事前課題

事前課題は、研修の一環として位置づけています。研修によって内容は異なりますが、概ね以下のような課題に取り組んでいただきます。

- フェイスシート：機関の現状や特徴、参加動機等をシートにまとめ、グループ討議の資料とする。
- 事例資料の作成：所定の様式で事例をまとめる。提出された事例の中から、事例検討で扱う事例を選定する。演習で各自の提出事例を用いることがある。
- 事前アンケート：現状や課題等を尋ねる記述式アンケートに回答する。集計結果を参加者に配付する。グループ討議や演習等の資料とすることがある。
- オンデマンド受講：事前に指定された期間内に講義をオンライン機器を使用し、視聴する。

2. 当センターでの受講

1日から2泊3日までの研修を行います。次のような内容でプログラムを構成しており、特にグループ討議や事例検討等の参加型の科目を重視しています。

- 講義：先進的で現場に有用な知見、理論、技術等に関する講義から学ぶ。
- 演習：討議、ワーク、ロールプレイ等で体験的に学ぶ。
- 実践報告：先進的でモデルとなるような取り組みについて、実施機関・自治体の報告から学ぶ。
- グループ討議：4～8名の小グループで、フェイスシートやアンケート結果等を踏まえ、各機関・自治体の情報交換やテーマに即した討議を行う。
- 事例検討：大グループや小グループに分かれて、参加者から提出された事例を基に、助言者を交えてケースの理解を深めるための議論を行う。

3. 振り返り

1日の科目の後に、その日の研修から得られたこと、気づいたこと、考えたこと等をまとめて振り返りシートに記載し、研修最終日に当センターへ提出してください。

希望者には、ご本人が記載したシートのコピーをお渡しします。

(用語の説明)

- オンライン：パソコン等の機器を使用してインターネットに接続すること。
- ライブ：オンラインの中で、当センターが指定する日にリアルタイムで配信する講義、演習等を受講すること。
- オンデマンド：オンラインの中で、当センターが指定する期間内において、動画視聴により講義等を受講すること。
- フォローアップ：研修受講後に一定の期間を設け、受講後の活用状況や振り返り等を行うこと。

IV 2023年度（令和5年度）の企画方針

1. 新型コロナウイルス感染防止に配慮した研修計画

2023年度も参集型の研修は、引き続き、新型コロナウイルス拡大防止の観点から、定員を40名または60名までとし、消毒の徹底や、受講者の体調管理等、感染防止対策を講じて実施します。

2. 参集とオンラインの特性を活かした研修

2023年度は、過去の経験を活かしつつ、講師との直接的なやりとりによる学びや演習、受講者同士の交流やネットワーク作りを行うため、参集の特性を活かした研修を企画していきます。また、研修対象と研修目的によっては、参集型だけでなく積極的にオンライン研修も取り入れる等、それぞれの特性を活かして実施します。

3. 事前・事後学習を組み合わせた効果的な研修

研修で学んだことが確実に実践に反映され定着するためには、研修前の事前学習、当日の参集研修、研修受講後の事後学習等といった一連の学習プログラムが必要です。事前学習では、講義中心の科目について当センターで作成したオンデマンド教材を活用して学び、当日の参集研修では、事前学習で学んだ知識を元に、参集のメリットを活かした演習等を中心とするプログラムとします。また、事後学習では、研修受講後に受講者の所属機関での実務で研修内容を活かしてもらうためのインターバル期間を設けた後に、必要に応じて、フォローアップ研修としてオンライン等を活用した学習機会を提供します。これら一連の、オンデマンドによる事前学習、演習中心の参集型研修、フォローアップ研修を通じて、指導的立場の支援者が研修内容を幅広く実務に活かすことを目的に研修を実施します。

4. 児童相談所の体制強化への対応

2019年の児童福祉法改正により、児童相談所の体制強化として、児童福祉司と児童心理司の増員や、児童相談所への医師、弁護士及び保健師の配置、一時保護所の機能強化などが定められました。児童虐待防止対策体制総合強化プランにより、全国的に児童福祉司と児童心理司の増員が進んでおり、その指導にあたるスーパーバイザー（以下、「SV」という。）の役割がますます高まっています。

児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修は、2021年度実施をもって終了し、2022年度からは、児童福祉司を指導・教育する立場になる前に「指導教育担当児童福祉司任用前研修」を実施することとなりました。新たな受講システムに必要なオンデマンド教材やeラーニングシステムを子どもの虹情報研修センターと役割分担し共同で開発しました。

児童心理司については、引き続き増員が発表されたため、後進への指導者となる児童心理司の指導者育成を見据え、2023年度も児童心理司指導者研修を発展的に実施します。

また、児童相談所に医師や保健師の配置が義務づけられたことから、児童相談所に勤務する医師や保健師の役割が重要視されるため、健康障害のシリーズや子ども虐待対応母子保健関係職員指導者研修の受講対象とし、ニーズに沿った研修を実施します。

2020年度から実施した「児童相談所弁護士専門研修」については、2023年度も引き続き参集型で

実施し、児童相談所に配置された常勤・非常勤弁護士や嘱託弁護士が、児童相談所において子どもの権利擁護をベースにした法的対応を、児童福祉司等と協働して実践できるような研修を実施します。

児童相談所一時保護所職員、一時保護専用施設（児童養護施設等）職員を対象に、子どもの理解を深め、質の高い行動観察やケアができるよう、一時保護に関わる指導者の資質の向上を図ります。また、一時保護所職員に対する、効果的な研修の企画ができることを目的とした内容も実施します。

5. 児童福祉施設の基幹的職員等を対象とした研修

2018年7月に厚生労働省から発出された『『都道府県社会的養育推進計画』の策定について』において、児童福祉施設では、施設の小規模化・地域分散化の推進、フォスティング機能や市区町村と連携した在宅支援機能等を備えた、高機能化・多機能化の方針が示されました。この方針を受けて児童養護施設職員指導者研修及び、乳児院職員指導者研修を実施します。

6. 子ども家庭支援における市区町村の役割への対応

2022年6月に成立した改正児童福祉法において、要支援児童等への包括的かつ計画的な支援の実施が市区町村業務として追加され、児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置を目指すことになる等、子ども虐待の予防・対応、子ども家庭支援における市区町村の役割が大きく増してきました。これら法改正等の動向を踏まえ、市区町村で子ども家庭支援に携わる指導的職員に対して、子どもの最善の利益を優先する子ども家庭支援のあり方について理解を深め、必要な知識、支援技術等の向上を図る研修を実施します。

7. 母子保健の子ども虐待対応、支援力の養成

2022年度は、子どもの命に直接関わる立場にある母子保健の虐待対応力向上に向け、「死亡・重症事例の自験例から学ぶ」をテーマとした研修をしました。2023年度も、グループワークや事例検討等の演習を通じての実務的な母子保健の虐待対応力向上につながる研修を実施します。

8. 教育機関と児童福祉機関の支援力強化

子ども虐待の予防や早期発見・対応や在宅支援において、学校と福祉機関が緊密な連携の下に子どもと家庭の支援を進めることを目的とし、2022年度は、「教育と福祉の共同アセスメント」をテーマに、オンライン（オンデマンドとライブ配信）での研修を実施しました。多くの学校関係者や児童福祉関係者が受講し、特に、虐待のあった子どもへの支援の実際についての要望が多かったことを受け、2023年度もオンラインにより、「支援を必要とする子どもへの理解と対応」をテーマとして実施します。

9. 研修企画担当者の企画力強化のための研修

都道府県、市区町村等の職員に対する研修企画を行う者等を対象に、「研修企画担当者等養成研修」を実施します。受講者が自分たちの所属や関係機関対象に研修を企画・実施していくための、研修企画力の習得を目的としています。受講者が企画実施する研修を通じて、受講者の所属機関や関係機関の支援者全体の子ども虐待対応力の向上を図る研修を実施します。

10. 領域・職種横断的な幅広い受講者のニーズに対応するための講座（専門講座）

幅広い受講者を対象とし、領域・職種横断的に、①こころのシリーズ、②健康障害のシリーズ、③特別講座の3つの講座を実施します。子ども虐待を多角的な視点や重層的な考え方で理解していくことを目的とします。

①こころのシリーズ「虐待を受けた子どものこころの支援」

こころのシリーズでは、子ども虐待対応に関わるあらゆる職種の支援者が、虐待を受けた子どものこころの支援の資質向上を図る研修を実施します。2022年度は、「長期にわたり虐待環境にさらされる子どもへのケア」をテーマとして実施しました。2023年度は、「多様な心理・社会的な課題を抱える家族への支援」をテーマとした研修を実施します。

②健康障害のシリーズ「DV・子ども虐待と健康障害」

健康障害のシリーズは、子ども虐待対応に関わるあらゆる職種の支援者を対象とし、子ども虐待は子どもの健康に有害なあらゆる状態を引き起こすものと捉え、子どもの健康障害を把握・評価するために必要な知識や技術を学ぶことを目的としています。今後も必要な支援の輪を広げるため、引き続き実施することとし、2023年度は「DV・子ども虐待と健康障害」をテーマとした研修を実施します。

③特別講座

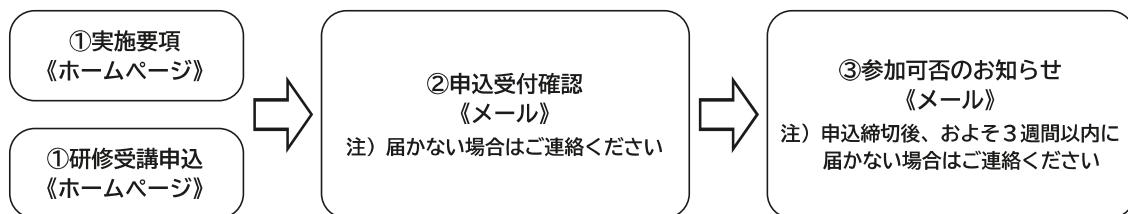
子ども虐待対応に取り組むあらゆる職種の支援者を対象に、「受援力を高めるために必要な支援を考える」をテーマとした研修を実施します。

V 申込方法

【申込手順】

- ①当センターのホームページ (<https://akashi-nkkc.jp/>) に、研修のご案内を随時掲載します。研修別に入力フォームを開設します。必要事項を入力して、研修受講申込を完了してください。
 - *別途お知らせしておりますパスワードを入力の上、申込してください。
 - *申込にあたっては、経験年数等の受講要件を確認の上、必ず所属されている機関・施設の承認を得てください。
- ②申込完了後、申込受付確認メールが入力フォームに登録したアドレス宛に自動返信されます。確認メールが届かない場合は当センターまでご連絡ください。
- ③申込締め切り後、およそ3週間以内に参加の可否をお知らせするメールが送られます。
 - *申込が多数の場合は、経験年数、申込時期等を考慮した上で、参加者を決定します。参加の可否いずれの場合も、入力フォームに登録したアドレス宛に通知メールを送付しますので、必ずご確認ください。
 - *《個人情報の取扱い》登録された個人情報は、当センターが行う、申込者との連絡、研修受講者に配布する受講者名簿の作成、業務統計、情報発信に使用します。それ以外の用途には、使用しません。

申込から受講決定までの流れ



【費用等】

- ①～③の研修のタイプによって、支払い時期や金額が異なりますのでご注意ください。
- ①専門研修 ※いずれも資料代は一律です。

資料代 2,000円

<参集型研修の場合> (児童養護施設職員指導者研修、児童相談所児童心理司指導者研修、市区町村子ども家庭支援指導者研修など)

- *研修を修了したことを証明する修了証書と資料代の請求書を研修最終日に受講者にお渡します。
- *資料代については、後日この請求書を基に当センターが指定する振込口座にお振込みください。

VI 2023年度（令和5年度）研修一覧（実施月別）

実施月	研修名	受講対象	実施時期	定員
5月	研修企画担当者等養成研修	市区町村、児童相談所、児童家庭支援センター等の職員に対する研修企画を行う者	5月17日(水)～19日(金)	40
	乳児院職員指導者研修 ※一部【オンライン】	乳児院で基幹の職員等指導的立場にある保育士、看護師、指導員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、心理職等で児童福祉施設経験通算5年を満了した者	5月31日(水)～6月2日(金)	60
6月	児童相談所児童心理司指導者研修	児童相談所児童心理司経験通算5年を満了した指導的立場（スーパーバイザー含む）の児童心理司	6月14日(水)～16日(金)	60
	一時保護所・一時保護専用施設指導者研修	児童福祉領域又は児童相談所での勤務経験が5年以上あり、一時保護所等において指導的立場にある者、もしくは、一時保護専用施設（児童養護施設等）の指導的立場にある者	6月28日(水)～30日(金)	60
7月	子ども虐待対応母子保健関係職員指導者研修	市区町村、児童相談所、保健所の母子保健活動、子育て支援、子ども虐待防止対策に携わっている指導的立場にある保健師、助産師、看護師、医師、福祉職等で、子ども虐待対応関連業務経験通算5年を満了した者	7月12日(水)～14日(金)	60
	市区町村子ども家庭支援指導者研修 ※一部【オンライン】	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村の子ども家庭支援業務（関係業務を含む）において指導的立場にある者 児童家庭支援センターにおいて指導的立場にあるもの 都道府県・児童相談所等において市区町村への支援を担当する者 	7月26日(水)～28日(金)	60
8月	教育機関・児童福祉関係職員合同研修 【オンライン】	<ul style="list-style-type: none"> 教育機関：学校・幼稚園・教育委員会等で、日常的に子どもに関わる指導的立場の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等 児童福祉機関：市区町村、児童相談所、児童福祉施設、フォスターリング機関、里親、保育所、その他子どもに関わる機関において指導的立場にある者 	8月18日(金)	200
	指導教育担当児童福祉司任用前研修A <前期課程> *㊦	児童福祉司としての勤務経験年数が3年以上の者、かつ、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者	8月30日(水)～9月1日(金)	60
9月	指導教育担当児童福祉司任用前研修B <前期課程> *㊦	㊦：法定研修。この研修は、委託契約を締結した上での受講となります。 前期課程と後期課程の間のインターバル期間中に、別途研修プログラムがあります。	9月13日(水)～15日(金)	
	指導教育担当児童福祉司任用前研修C <前期課程> *㊦		9月27日(水)～29日(金)	

実施月	研修名	受講対象	実施時期	定員
10月	児童相談所弁護士専門研修	児童相談所に勤務している弁護士（常勤・非常勤・嘱託を問わない）	10月12日（木） ～13日（金）	40
11月	こころのシリーズ 「虐待を受けた子どもの こころの支援」 【オンライン】	子ども虐待対応に関わるあらゆる職種の支援者	11月2日（木）	200
	特別講座 「受援力を高めるために 必要な支援を考える」 【オンライン】	子ども虐待対応に関わるあらゆる職種の支援者	11月17日（金）	200
12月	健康障害のシリーズ 「DV・子ども虐待と健康障害」 【オンライン】	子ども虐待対応に関わるあらゆる職種の支援者	12月1日（金）	200
	児童相談所児童心理司 指導者研修 ＜フォローアップ＞ 【オンライン】	「児童相談所児童心理司指導者研修」の受講者	12月下旬	60
1月	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にある指導員、保育士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、自立支援担当職員、自立支援コーディネーター、心理職、グループホーム長等で、児童福祉施設経験通算5年を満した者	2024年 1月17日（水） ～19日（金）	60
	指導教育担当児童福祉司 任用前研修A ＜後期課程＞*④	児童福祉司としての勤務経験年数が3年以上の者、かつ、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者	2024年 1月31日（水） ～2月2日（金）	60
2月	指導教育担当児童福祉司 任用前研修B ＜後期課程＞*④	④：法定研修。この研修は、委託契約を締結した上での受講となります。 前期日程と後期日程の間のインターバル期間中に、別途研修プログラムがあります。	2024年 2月14日（水） ～16日（金）	60
	指導教育担当児童福祉司 任用前研修C ＜後期課程＞*④		2024年 2月28日（水） ～3月1日（金）	60
3月	研修企画担当者等養成研修 ＜フォローアップ＞ 【オンライン】	<ul style="list-style-type: none"> 「研修企画担当者等養成研修」の受講者 市区町村、児童相談所、児童家庭支援センター等の職員に対する研修企画を行う者 	2024年3月中旬	200
8月 ～12月	児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員へのブロック研修	児童相談所の児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員（スーパーバイザー経験おおむね3年以上の者）	各ブロックごとに 8月～12月	各ブロック 30

Ⅶ 2023年度（令和5年度）研修一覧（対象機関等別）

区分	研修名	受講対象	実施時期	定員		
法定研修	指導教育担当児童福祉司任用前研修A ㊦	前期課程	8月30日(水)～9月1日(金)	60		
		後期課程	2024年1月31日(水)～2月2日(金)			
	指導教育担当児童福祉司任用前研修B ㊦	前期課程	児童福祉司としての勤務経験年数が3年以上の者、かつ、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者 ㊦：法法定研修。この研修は、委託契約を締結した上での受講となります。 前期課程と後期課程の間のインターバル期間中に、別途研修プログラムがあります。	9月13日(水)～15日(金)	60	
		後期課程		2024年2月14日(水)～16日(金)		
	指導教育担当児童福祉司任用前研修C ㊦	前期課程		9月27日(水)～29日(金)	60	
		後期課程		2024年2月28日(水)～3月1日(金)		
	①児童相談所 専門研修	研修企画担当者等養成研修		市区町村、児童相談所、児童家庭支援センター等の職員に対する研修企画を行う者	5月17日(水)～19日(金)	40
		フォローアップ研修【オンライン】			2024年3月中旬	200
		児童相談所児童心理司指導者研修		児童相談所児童心理司経験通算5年を満したした指導的立場（スーパーバイザー含む）の児童心理司	6月14日(水)～16日(金)	60
フォローアップ研修【オンライン】		12月下旬			60	
一時保護所・一時保護専用施設指導者研修		児童福祉領域または児童相談所での勤務経験が5年以上あり、一時保護所等において指導的立場にある者、もしくは、一時保護専用施設（児童養護施設等）の指導的立場にある者		6月28日(水)～30日(金)	60	
子ども虐待対応母子保健関係職員指導者研修		市区町村、児童相談所、保健所の母子保健活動、子育て支援、子ども虐待防止対策に携わっている指導的立場にある保健師、助産師、看護師、医師、福祉職等で、子ども虐待対応関連業務経験通算5年を満したした者	7月12日(水)～14日(金)	60		
教育機関・児童福祉関係職員合同研修【オンライン】		<ul style="list-style-type: none"> 教育機関：学校・幼稚園・教育委員会等で、日常的に子どもに関わる指導的立場の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等 児童福祉機関：市区町村、児童相談所、児童福祉施設、フォスターリング機関、里親、保育所、その他子どもに関わる機関において指導的立場にある者 	8月18日(金)	200		

区分	研修名	受講対象	実施時期	定員
① 児童相談所	児童相談所弁護士専門研修	児童相談所に勤務している弁護士 (常勤・非常勤・嘱託を問わない)	10月12日(木) ～13日(金)	40
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員へのブロック研修	児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員(スーパーバイザー経験おおむね3年以上の者)	8月～12月 ブロックごとに開催	各ブロック 30
② 都道府県等	研修企画担当者等養成研修	市区町村、児童相談所、児童家庭支援センター等の職員に対する研修企画を行う者	5月17日(水) ～19日(金)	40
	フォローアップ研修【オンライン】		2024年3月中旬	200
③ 市区町村	研修企画担当者等養成研修	市区町村、児童相談所、児童家庭支援センター等の職員に対する研修企画を行う者	5月17日(水) ～19日(金)	40
	フォローアップ研修【オンライン】		2024年3月中旬	100
	市区町村子ども家庭支援指導者研修 ※一部【オンライン】	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村の子ども家庭支援業務(関係業務を含む)において指導的立場にある者 都道府県等において市区町村への支援を担当する者 	7月26日(水) ～28日(金)	60
	子ども虐待対応母子保健関係職員指導者研修	市区町村、児童相談所、保健所の母子保健活動、子育て支援、子ども虐待防止対策に携わっている指導的立場にある保健師、助産師、看護師、医師、福祉職等で、子ども虐待対応関連業務経験通算5年を満たした者	7月12日(水) ～14日(金)	60
	教育機関・児童福祉関係職員合同研修【オンライン】	<ul style="list-style-type: none"> 教育機関：学校・幼稚園・教育委員会等で、日常的に子どもに関わる指導的立場の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等 児童福祉機関：市区町村、児童相談所、児童福祉施設、フォスターリング機関、里親、保育所、その他子どもに関わる機関において指導的立場にある者 	8月18日(金)	200
④ 児童福祉施設(入所施設)	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にある指導員、保育士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、自立支援担当職員、自立支援コーディネーター、心理職、グループホーム長等で、児童福祉施設経験通算5年を満たした者	2024年 1月17日(水) ～19日(金)	60
	乳児院職員指導者研修 ※一部【オンライン】	乳児院で基幹的職員等指導的立場にある保育士、看護師、指導員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、心理職等で児童福祉施設経験通算5年を満たした者	5月31日(水) ～6月2日(金)	60

区分	研修名	受講対象	実施時期	定員
⑤ 児童家庭支援センター	研修企画担当者等養成研修	市区町村、児童相談所、児童家庭支援センター等の職員に対する研修企画を行う者	5月17日(水)～19日(金)	40
	フォローアップ研修【オンライン】		2024年3月中旬	100
	市区町村子ども家庭支援指導者研修 ※一部【オンライン】	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村の子ども家庭支援業務(関係業務を含む)において指導的立場にある者 都道府県等において市区町村への支援を担当する者 	7月26日(水)～28日(金)	60
	教育機関・児童福祉関係職員合同研修【オンライン】	<ul style="list-style-type: none"> 教育機関：学校・幼稚園・教育委員会等で、日常的に子どもに関わる指導的立場の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等 児童福祉機関：市区町村、児童相談所、児童福祉施設、フォスターリング機関、里親、保育所、その他子どもに関わる機関において指導的立場にある者 	8月18日(金)	200
⑥ 教育機関	教育機関・児童福祉関係職員合同研修【オンライン】	<ul style="list-style-type: none"> 教育機関：学校・幼稚園・教育委員会等で、日常的に子どもに関わる指導的立場の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等 児童福祉機関：市区町村、児童相談所、児童福祉施設、フォスターリング機関、里親、保育所、その他子どもに関わる機関において指導的立場にある者 	8月18日(金)	200
⑦ 保健機関	子ども虐待対応母子保健関係職員指導者研修	市区町村、児童相談所、保健所の母子保健活動、子育て支援、子ども虐待防止対策に携わっている指導的立場にある保健師、助産師、看護師、医師、福祉職等で、子ども虐待対応関連業務経験通算5年を満した者	7月12日(水)～14日(金)	60
⑧ 全機関	こころのシリーズ 「虐待を受けた子どものこころの支援」 【オンライン】	子ども虐待対応に関わるあらゆる職種の支援者	11月2日(木)	200
	特別講座 「受援力を高めるために必要な支援を考える」【オンライン】		11月17日(金)	200
	健康障害のシリーズ 「DV・子ども虐待と健康障害」 【オンライン】		12月1日(金)	200

※網掛けは重複して記載した研修です。

※あくまで予定であり、変更になることがあります。最新の情報は、当センターのホームページをご確認ください。

Ⅷ 2023年度（令和5年度）研修の申込期間一覧

申込期間	研 修 名	研 修 期 間
3月中旬から	研修企画担当者等養成研修	5月17日(水)～5月19日(金)
3月下旬から	乳児院職員指導者研修	5月31日(水)～6月2日(金)
3月下旬から	児童相談所児童心理司指導者研修	6月14日(水)～6月16日(金)
4月上旬から	一時保護所・一時保護専用施設指導者研修	6月28日(水)～6月30日(金)
4月中旬から	子ども虐待対応母子保健関係職員指導者研修	7月12日(水)～7月14日(金)
5月中旬から	市区町村子ども家庭支援指導者研修	7月26日(水)～7月28日(金)
5月下旬から	教育機関・児童福祉関係職員合同研修	8月18日(金)
5月中旬から	指導教育担当児童福祉司任用前研修A<前期>	8月30日(水)～9月1日(金)
5月中旬から	指導教育担当児童福祉司任用前研修B<前期>	9月13日(水)～9月15日(金)
5月中旬から	指導教育担当児童福祉司任用前研修C<前期>	9月27日(水)～9月29日(金)
7月下旬から	児童相談所弁護士専門研修	10月12日(木)～10月13日(金)
7月下旬から	こころのシリーズ 「虐待を受けた子どものこころの支援」	11月2日(木)
8月下旬から	特別講座 「受援力を高めるために必要な支援を考える」	11月17日(金)
10月上旬から	健康障害のシリーズ 「DV・子ども虐待と健康障害」	12月1日(金)
11月上旬から	児童養護施設職員指導者研修	2024年 1月17日(水)～1月19日(金)
前期研修と併せて申 込をしてください。	指導教育担当児童福祉司任用前研修A<後期>	2024年 1月31日(水)～2月2日(金)
	指導教育担当児童福祉司任用前研修B<後期>	2024年 2月14日(水)～2月16日(金)
	指導教育担当児童福祉司任用前研修C<後期>	2024年 2月28日(水)～3月1日(金)
未定	研修企画担当者等養成研修フォローアップ研修	2024年3月中旬

※あくまで予定であり、変更になることがあります。最新の情報は、当センターのホームページでご確認ください。

IX 研修内容

1. 研修企画担当者等養成研修

(テーマ：効果的な研修開催の基本を学ぶ)

- 1 目的 児童相談所や市区町村の体制強化に伴い、職員の人材育成の充実が急務とされている。このため、各自治体や機関等のそれぞれの立場において、関連する支援者を対象に、研修の企画から実施、その後のフォローアップに至るまでの研修デザインの知識が必要とされる。

本研修では、子ども虐待関連の研修企画に関わる職員が、研修を通して企画立案や開催手段、実施後のフォローアップまでの具体的手順を学び、所属する自治体や機関において研修実施が可能となることを目的とする。

- 2 対象 市区町村、児童相談所、児童家庭支援センター等の職員に対する研修企画を行う者

- 3 定員 40名

- 4 期間 2023年 5月17日(水)～5月19日(金)(3日間)

5 内容

	時間	科目	講師	内容
1日目 午後	13:00 13:15	【開会式】		開会挨拶 オリエンテーション
	13:15 14:45	【講義1】 研修デザインの基本	研修企画者 児童福祉関係者 学識者	研修の企画から実施、フォローアップまでの具体的な研修デザイン基本を学ぶ。
	15:00 17:00	【講義と演習1】 ファシリテーションの 基本	研修企画者 児童福祉関係者 学識者	研修場面における意見抽出や合意形成に必要とされる、ファシリテーションの基本を学ぶ。 ファシリテーションの技法を用いて、受講者間で研修に関する課題や工夫、今後の取組について討議する。
	17:00 17:15	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
2日目 午前	9:30 10:30	【講義2】 子ども家庭福祉支援者に必要な研修とは	研修企画者 児童福祉関係者 学識者	子ども家庭福祉機関の支援者にとって、虐待対応や支援に有効な研修内容のあり方を考える。

	時 間	科 目	講 師	内 容
2日目午後	10：45 12：15	【講義と演習2】 研修企画の作成①	研修企画者 児童福祉関係者	講義と個人ワークによる演習を中心に、受講者が実施する研修企画案を策定する。
	13：30 15：30	【グループ討議】 研修企画の作成②	研修企画者 児童福祉関係者	個人で策定した研修企画案を小グループで検討し、研修企画案を精査する。
	15：45 16：45	【講義と演習3】 研修企画の作成③	研修企画者 児童福祉関係者	小グループで検討した研修企画案を全体で共有し、更なる検討を重ねる。
	16：45 17：00	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
3日目午前	9：30 10：30	【講義3】 研修実施の基本	研修企画者 児童福祉関係者	企画した研修を実施する際のポイントや注意点の基本を学ぶ
	10：45 11：45	【講義4】 研修実施後のフォローアップ	研修企画者 児童福祉関係者	研修実施後のフォローアップについて、実施のメリットや留意点の基本を学ぶ。
3日目午後	13：00 14：30	【実践報告】 先進地の取組	報告者： 市区町村 児童相談所 児童家庭支援センター	先進的な研修を企画実施している機関の取組を共有し、効果的な研修デザインの見地を広げる。
	14：45 15：45	【講義と演習4】 効果的な研修に向けて	研修企画者 児童福祉関係者 学識者	本研修で策定した受講者の研修企画を実現するためのプロセスについて学ぶ。
	15：45 16：00	【閉会式】		閉会挨拶 アンケート記入、事務連絡

6 フォローアップ研修の実施

- 本研修の受講者を対象に、受講後に実施した研修の報告や受講者間の振り返り等を目的として、フォローアップ研修を実施する。
- フォローアップ研修は、2024年3月頃にオンライン（ZOOM）で実施予定。

2. 乳児院職員指導者研修

(テーマ：乳児院における養育と家庭支援)

- 1 目的 乳児院は、再早期の愛着形成を支援する専門機関として、子どもや家族をケアする家庭支援機能が期待されている。本研修では、こうした乳児院ならではの専門性を発揮するための組織づくり、増加傾向にあるショートステイや一時保護委託のケアのあり方、親子関係（再）構築支援のあり方を学ぶ。そして、乳児院が担う家庭支援の役割とその課題を考え、指導的職員としての資質の向上を図る。
- 2 対象 乳児院で基幹的職員等指導的立場にある保育士、看護師、指導員、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、心理職等で児童福祉施設経験通算5年を満たした者
- 3 定員 60名
- 4 構成 本研修は、「オンデマンド配信の事前視聴」と「参集による研修受講」の2部構成です。
- 5 期間 ①オンデマンド 2023年（令和5年）5月24日（水）～6月13日（火）
②参集 2023年（令和5年）5月31日（水）～6月2日（金）（3日間）

6 内容

①オンデマンド配信の事前視聴

当センターホームページ上に掲載されている講義映像を事前に視聴

時間	科目	講師	内容
60分	【講義】 親の生きづらさの理解と支援 領域④⑤⑥⑦⑨	学識者 心理臨床家	乳児院における養育は家庭支援なしには語れない。愛着形成の再早期にある子どもが分離保護された親の事情と心情を理解する。

②当センターに参集による研修受講

	時 間	科 目	講 師	内 容
1 日 目 午 後	13:00 13:15	【開会式】		開会挨拶 オリエンテーション
	13:15 14:45	【講義と演習1】 乳児院の高機能・多機能化と 家庭支援 領域①～⑨	学識者 児童福祉関係者 参加者	社会的養育ビジョンが示されて以降、乳児院は高機能化・多機能化に取り組んでいる。その現状と課題について理解する。また、特に家庭支援への取り組みに着目して各施設の取り組みや課題等について意見交換し、乳児院の養育や家庭支援の専門性についての認識を深める。
	15:00 16:30	【講義と演習2】 乳児院が取り組むショートステイ及び一時保護委託児童のケアの現状と課題 領域②③④⑤⑦⑧⑨	児童福祉関係者 参加者	ショートステイ、一時保護委託児のケアの現状と課題を学び、乳児院が多機関と協働し積極的に家庭支援の役割を担っていくあり方について考える。
	16:30 16:45	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	2 日 目 午 前	9:30 10:15	【グループ討議】	参加者
10:30 11:45		【講義と演習3】 乳児院が担う親子関係（再） 構築支援とはⅠ 領域①～⑨	学識者 心理臨床家 児童福祉関係者	親子関係（再）構築支援は乳児院が取り組む高機能化・多機能化の中の柱の一つである。子どもとの分離を経験した家族の多くは心理・社会的課題を抱えている。乳児院は、子どもの生い立ちやニーズなどに根差した養育と同時に、こうした家族の心情や心理・社会的課題の理解に基づいた支援を行い、いかに親子関係（再）構築支援に取り組んでいくのかについて学ぶ。また、里親と子どもの関係構築支援についても学ぶ。
13:00 14:15		【講義と演習4】 乳児院が担う親子関係（再） 構築支援とはⅡ 領域①～⑨	学識者 心理臨床家 児童福祉関係者	
2 日 目 午 後	14:30 16:45	【事例検討】 領域①～⑨	学識者 心理臨床家 児童福祉関係者 参加者	被虐待経験や精神疾患などにより生きづらさを抱え、支援に乗りにくい実親や、交流がうまくいかない里親や養親候補者への支援のあり方を事前課題から得られた各施設の実践を通して学ぶ。
	16:45 17:00	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。

	時 間	科 目	講 師	内 容
3 日 目 午 前	9 : 45	【講義と演習5】 乳児院における職員チームとして機能するための体制のあり方	学識者 心理臨床家 医師 児童福祉関係者	乳児院における子どもの養育と、その家族や里親等への支援が効果的に機能するには良好なチームワークが不可欠である。ケアワーカー等が孤立せず、離職しない組織とはどのようなものか。職員が安心して働くことのできる職員チームづくりに必要な視点を学ぶ。
	11 : 15	領域①～⑨		
	11 : 30	【講義】 支援者支援とメンタルヘルス	学識者 心理臨床家 医師 児童福祉関係者	乳児院職員が主体的に働き続けられる職場環境を作り上げるために必要な支援として、職員のメンタルヘルスについて学ぶ。
	12 : 30	領域①②⑥⑧		
	12 : 30 13 : 00	【閉会式】 【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。

領域

《参考》改定 乳児院の研修体系～小規模化にも対応するための人材育成の指針（平成27年3月）より

- ①育ち・育てること（人材育成の基盤） ②資質と倫理 ③子どもの権利擁護 ④専門的知識
⑤専門的な養育技術 ⑥チームアプローチと小規模ケア ⑦保護者支援 ⑧他機関連携 ⑨里親支援

3. 児童相談所児童心理司指導者研修 (テーマ：児童心理司としての人材育成力を高める)

1 目的 児童心理司の増員計画が進む中で、指導・教育を担う児童心理司指導者への期待と役割はますます求められている。しかし、児童心理司の体系的な研修システムは各自治体の実施計画に委ねられており、特に新任児童心理司への人材育成は喫緊の課題となっている。

本研修では、指導的立場にある児童心理司が人材育成の知識や技術を高め、効果的なスーパーバイズが行えることを目的として、心理カンファレンスやコーチングの手順を学び、事例検討等を中心とした研修を行う。

2 対象 児童相談所児童心理司経験通算5年を満了した指導的立場（スーパーバイザー含む）の児童心理司で、事例（担当事例又は指導を担当している児童心理司の事例）の報告が可能な者

3 定員 60名

4 期間 2023年6月14日（水）～6月16日（金）（3日間）

5 内容

	時間	科目	講師	内容
1 日目 午後	13:00 13:15	【開会式】		開会挨拶 オリエンテーション
	13:15 14:45	【講義1】 児童心理司に求められる人材育成の役割	児童福祉関係者 心理臨床家 学識者	後進の人材育成や組織づくりにおける、児童心理司に求められる役割について、理解を深める。
	15:00 17:00	【グループ討議】 情報・意見交換	参加者	児童心理司の人材育成における現状の課題・取組等について、グループに分かれての情報・意見交換を行う。
	17:00 17:15	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
2 日目 午前	9:45 11:45	【講義と演習1】 児童心理司に求められる心理カンファレンス	児童福祉関係者 心理臨床家 学識者	後進育成や多職種連携の支援に有効であり、児童心理司指導者として必要とされる心理カンファレンスのあり方を学ぶ。

	時 間	科 目	講 師	内 容
2日目 午後	13:00	【事例検討1】 大グループ①	児童福祉関係者 心理臨床家 学識者	心理カンファレンスの手順により、事前提出された事例を検討し、アセスメントの共有及び必要な支援について考察する。
	14:30			
	15:00	【事例検討2】 大グループ②	児童福祉関係者 心理臨床家 学識者	
	16:30			
16:30 16:45	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。	
3日目 午前	9:45	【講義と演習2】 コーチングの基本	児童福祉関係者 心理臨床家 学識者	効果的なスーパーバイズを行うために必要なコーチングの基本を学ぶ。
	11:15			
	11:30	【事例検討3】 小グループ①	児童福祉関係者 心理臨床家 学識者	
	12:15			
3日目 午後	13:30	【事例検討4】 小グループ②	児童福祉関係者 心理臨床家 学識者	事前提出された事例に対し、受講者がコーチング技術を用いて事前提出された事例をスーパーバイスし、グループで検討する。
	14:15			
	14:15 14:45	【グループ討議】	参加者	
	15:00 16:00	【実践報告】 児童心理司が担う人材育成への期待	参加者	
	16:00 16:15	【閉会式】		
				閉会挨拶 アンケート記入、事務連絡

6 フォローアップ研修の実施

- 本研修の受講者を対象に、受講後の活用状況や振り返り等を目的としたフォローアップ研修を実施する。
- フォローアップ研修は、2023年12月下旬にオンライン（ZOOM）で実施予定。

4. 一時保護所・一時保護専用施設指導者研修

(テーマ：一時保護所等の支援力向上のために)

- 1 目的** 一時保護所・一時保護専用施設（以下、一時保護所等という。）におけるケアや支援は、連続性のあるソーシャルワークの一連のプロセスの中で行われるものです。これまでの生活環境や家族からの突然の分離による不安や葛藤をもつ子ども達の心身の傷の回復に必要な支援とケアを考えます。全国の一時保護所等の地域差を超え、参加者自身が一時保護所等の支援とケアのあり方を考えるために、事例検討、グループ討議、実践報告を通して支援の向上を学びます。
- 2 対象** 児童福祉領域又は児童相談所での勤務経験が5年以上あり、一時保護所等において指導的立場にある者、もしくは、一時保護専用施設（児童養護施設等）の指導的立場にある者
- 3 定員** 60名
- 4 期間** 2023年（令和5年）6月28日（水）～6月30日（金）（3日間）

5 内容

	時間	科目	講師	内容
1日目 午後	13:00 13:15	【開会式】		開会挨拶 オリエンテーション
	13:15 14:45	【講義1】 一時保護所等の運営と役割 ～保護所における課題から子ども の支援とケアのあり方を 考える～	児童福祉関係者 学識者	子どもの言動の背景にある訴えを捉え、 一時保護所等と支援者の強みを活かした 子ども主体の支援について学ぶ。
	15:00 17:00	【演習・グループ討議】 一時保護所等の強みを活かした 支援～チームで取り組み子ども の受援力を高める～	児童福祉関係者 学識者	講義1を踏まえて、一時保護所等における 課題について議論し、個別支援計画および ケアを考えるために、チームのあり方等を グループで討議する。
	17:00 17:15	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	9:45 11:15	【講義2】 当事者の視点から一時保護所等の ケアに必要なことを学ぶ	学識者等	一時保護所等や施設での生活を経験した 当事者の方から、当時のケアについて、 このような支援や工夫があればよかった などのアンケート結果などから、支援者が、 これからのケアについて活かせることを 考える。

	時 間	科 目	講 師	内 容
2 日 目 午 後	12：30 14：30	【講義・演習】 子どもの問題行動の背景の理解とケアについて	児童福祉関係者 学識者	子どもの問題行動の背景にある分離・喪失経験やトラウマについて学び、その現象を理解し、対応方法を身に付ける。
	15：00 17：00	【事例検討・演習】 一時保護所等の支援力向上のために～観察会議を通して～	参加者 児童福祉関係者 医師 学識者	参加者の提出事例から子どもの問題行動とみられている行為について、事例検討・演習を通じて、その背景にある課題を理解し、支援者としてできるケアを個別支援計画に繋げるための考え方、捉え方を学ぶ。
	17：00 17：15	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	3 日 目 午 前	9：45 12：30	【演習】 一時保護所（専用施設）において人材育成で工夫していること	児童福祉関係者 学識者
3 日 目 午 後	12：30 12：45	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	12：45 13：00	【閉会式】		閉会挨拶 アンケート記入、事務連絡

5. 子ども虐待対応母子保健関係職員指導者研修

(テーマ：ケースへの理解・対応力向上)

1 目的 母子保健は、妊娠期から子育て期にわたる幅広い支援を通じて、子ども虐待の予防や子育て支援等で家族に直接関わり、虐待予防においてもっとも子どもの命に関わる職域にある。一方、業務の多忙化等から、母子保健関係支援者の支援力向上の研修機会が少なくなりつつある。

本研修では、子ども虐待に関わる母子保健関係職員がケースへの理解を深め、子ども家庭福祉との協働による対応力向上を目的として、具体的なケース検討の手順やアセスメントによるケース理解等の演習を中心とした研修を行う。

2 対象 市区町村、児童相談所、保健所の母子保健活動、子育て支援、子ども虐待防止対策に携わっている指導的立場にある保健師、助産師、看護師、医師、福祉職等で、子ども虐待対応関連業務経験通算5年を満たした者

3 定員 60名

4 期間 2023年（令和5年）7月12日（水）～7月14日（金）（3日間）

5 内容

	時間	科目	講師	内容
1日目 午後	13:00 13:15	【開会式】		開会挨拶 オリエンテーション
	13:15 14:45	【講義1】 母子保健における子ども虐待 予防、子ども家庭福祉との連 携	母子保健関係者 児童福祉関係者 学識者 医師	母子保健における子ども虐待対応・予防 に関する支援の基本的理解、子ども家庭 福祉との連携への理解を深める。
	15:00 17:00	【グループ討議】 情報・意見交換	参加者	母子保健関係職員の役割や課題、虐待対 応の現状等について、グループに分かれ ての情報・意見交換を行う。
	17:00 17:15	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振 り返る。
2日目 午前	9:45 11:45	【講義と演習1】 多様な心理・社会的な課題を 抱える保護者への理解と支援	母子保健関係者 児童福祉関係者 学識者 医師	虐待が発生した事例における、多様な心 理・社会的な課題を抱える保護者への理 解を深め、支援力の向上を図る。
	13:00 14:30	【講義と演習2】 子ども虐待対応における効果 的なケースカンファレンスの あり方	母子保健関係者 児童福祉関係者 学識者	ケースについて包括的アセスメントを行 い、支援対応力向上のため、指導者とし ての効果的なケースカンファレンスにつ いて学ぶ。

	時 間	科 目	講 師	内 容
2 日 目 午 後	14：45	【事例検討】 困難なケースに対する母子保 健の役割	母子保健関係者 児童福祉関係者 学識者	ケース検討の手続きをふまえ、模擬事例 について、参加者の経験を出し合い、見 立てを共有するとともに、支援のあり方 について考察する。
	16：45 17：00	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振 り返る。
3 日 目 午 前	9：45	【講義と演習3】 関係機関との協働	母子保健関係者 児童福祉関係者 学識者	母子保健関係機関と子ども家庭福祉機関 との情報共有やケースの支援等の協働に ついて、共有すべき課題や必要な取組に ついてグループで検討する。
	11：45			
3 日 目 午 後	13：00	【グループ討議】 関係機関との支援力向上に向 けて	参加者	研修を踏まえての気づきや今後の支援力 向上のための取組について、グループ討 議を通じて深める。
	14：30			
	14：45 15：45	【実践報告】 関係機関との協働の実際	参加者	多機関多職種連携による子ども虐待対応 の取組について、実践者の報告を通じて、 見識を深める。
	15：45 16：00	【閉会式】		閉会挨拶 アンケート記入、事務連絡

6. 市区町村子ども家庭支援指導者研修

(テーマ：市区町村子ども家庭支援と家庭訪問)

1 目的 市区町村における支援者は虐待等の逆境体験を有する子どもたちとその家族に対する継続的な支援や虐待予防の取り組みが期待される。本研修ではニーズ把握や援助関係構築の機会であり、支援そのものでもある「家庭訪問」に焦点を当て、市区町村と児童相談所の協働や援助関係の構築、虐待予防の取り組み等を学び、指導的職員としての資質の向上を図る。

2 対象

- ・市区町村の子ども家庭支援業務（関係業務を含む）において指導的立場にある者
例：子ども家庭総合支援拠点、家庭児童相談室、要保護児童対策地域協議会調整担当、子育て支援担当課、母子保健担当課、子育て世代包括支援センター、ひとり親支援担当課、DV担当課、子育て支援センター（保育所を含む）等
- ・児童家庭支援センターにおいて指導的立場にある者
- ・都道府県等において市町村への支援を担当する者
例：児童相談所、研修企画担当課、市区町村アドバイザー

3 定員 60名

4 構成 本研修は、「オンデマンド配信の事前視聴」と「参集による研修受講」の2部構成です。

5 期間 ①オンデマンド 2022年（令和5年）7月19日（水）～8月9日（水）
②参集 2023年（令和5年）7月26日（水）～7月28日（金）（3日間）

6 内容

① オンデマンド配信の事前視聴

当センターホームページ上に掲載されている講義映像を事前に視聴

時間	科目	講師	内容
60分	【講義】 小児期逆境体験と子ども虐待	学識者 医師 心理臨床家	子どもに必要な支援をするために、虐待が子どもの成長・発達、人生に及ぼす影響を学び、小児期逆境体験を理解する。

②当センター参集による研修受講

	時 間	科 目	講 師	内 容
1日目 午後	13:00 13:15	【開会式】		開会挨拶 オリエンテーション
	13:15 14:45	【講義1】 市区町村子ども家庭支援における家庭訪問の意義	学識者 児童福祉関係者	家庭訪問は、傷あざの確認など安全確認のみに終わってしまいがちであるが、その中にある家族との関係構築のきっかけやアセスメントの機会など、家庭訪問の多様な意義を学ぶ。
	15:00 17:00	【グループ討議】 市区町村子ども家庭支援のあるべき姿	参加者	各所属の取り組みや課題等について意見交換を行う。
	17:00 17:15	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	9:45 11:15	【講義と演習】 虐待通告後の家庭訪問のあり方と、その後の支援までのプロセス (支援計画作成も含む)	学識者 児童福祉関係者 母子保健関係者	虐待通告後の家庭訪問で援助関係構築の足がかりをつかみ、支援を開始できるかどうかは、支援者側の家族に対する態度やスキルが関係している。子どもと家族が安全で安心できる暮らしを維持する支援になるための家庭訪問のあり方について学ぶ。
2日目 午後	12:30 14:45			虐待通告後の家庭訪問から、その後の支援までのプロセス(支援計画作成も含む)について、講義やロールプレイ等の演習を通じて、子ども家庭支援を実施するためのポイントを学ぶ。
	15:00 16:30	【講義】 なぜ家庭訪問を拒否するのか考える	学識者 医師 心理臨床家 児童福祉関係者	虐待相談ケースの中には信頼関係の構築が難しく、受援力の乏しい家庭がある。支援に対し拒否的な態度を示す家庭も少なくないが、なぜ関わりを拒否するのか。家族の視点と支援者の視点の両面から考える。
	16:30 16:45	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	9:45 11:45	【パネルディスカッション】 コミュニティベースによる多様な子ども家庭支援	報告者： 市区町村（児童福祉、母子保健） 児童相談所 コーディネーター： 学識者	市区町村子ども家庭支援は多機関協働の中で、子どもと家族にとって必要な支援と虐待予防を可能にするのではないかと。民間機関を含めたコミュニティベースの多様な支援を活用した実践事例、また、地域のリソースが少ない場合の、開拓や創出した事例（ソーシャルアクション）について学ぶ。
3日目 午前	11:45 12:00	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	12:00 12:15	【閉会式】		閉会挨拶 アンケート記入、事務連絡

7. 教育機関・児童福祉関係職員合同研修【オンライン】

(テーマ：社会的養護の子どもへの支援)

- 1 目的 保護者と離れ、施設や里親等の環境で生活している「社会的養護」の子どもにとって、日々の居場所となる学校教育現場の理解と支援は不可欠である。本研修では、社会的養護による生活を送る子どもの現状や支援課題への見識を深め、教育機関と児童福祉機関が相互の役割理解のもと、子どもの視点に立った支援の共通認識を高めることを目的とする。
- 2 対象
- ① 教育機関：学校・幼稚園・教育委員会等で、日常的に子どもに関わる指導的立場の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等
 - ② 児童福祉機関：市区町村、児童相談所、児童福祉施設、フォスタリング機関、里親、保育所、その他子どもに関わる機関において指導的立場にある者
 - ③ 上記①又は②に加え、以下の対応が可能な者
 - ・パソコンを使用しオンライン（ZOOM）による受講が可能である者
 - ・受講後のアンケートを必ず提出できる者（※）
 - ※アンケートの一部は受講者専用のホームページに掲載されますことをご了承ください。
 - ※アンケートは無記名（職種のみ記載）で掲載され、受講者の振り返りに共有されます。
- 3 定員 200名（※）
- ※受講者一人につき、あるいは一機関につき、一つのアカウント（受講番号）を付与します。
- ※事前申請により、同一機関内において複数人の視聴が可能です。
- ※複数人視聴の場合、ライブ配信時の複数台機材での視聴は禁止します。
- （一つのアカウントにつき、視聴用パソコンは一台のみとします）
- 4 期間 本研修は3つの日程で構成されています。
- ① 事前学習【オンデマンド】2023年8月1日（火）～9月5日（火）
 - ・受講者専用ホームページから動画視聴による受講。期間中は繰り返しの視聴が可能。
 - ② 本研修【ライブ配信】2023年8月18日（金）13：00～16：30
 - ・「ZOOM」によるライブ配信による受講。
 - ③ フォローアップ学習 2023年8月22日（火）～9月5日（火）
 - ・受講者専用ホームページに受講者からのアンケート（振り返り）を共有する。
 - ・事前学習のオンデマンド動画を再視聴し、理解を深める。
 - ・フォローアップ学習期間終了後は、受講者専用ホームページは閉鎖されます。

5 内 容

① 事前学習【オンデマンド】2023年8月1日（火）～9月15日（火）

時 間	科 目	講 師	内 容
30分	【講義1】 社会的養護とは	児童福祉関係者 学識者	社会的養護の定義と諸制度等について、基本的理解を深める。

時 間	科 目	講 師	内 容
60分	【講義2】 社会的養護の子どもへの支援	児童福祉関係者 学識者	社会的養護の環境のもとで生活する子どもの現状や課題への理解を深め、必要な支援を考える。

*上記2本の動画は、8月18日のライブ配信の講義前に必ずご受講（視聴）ください。

② 本研修【ライブ配信】2023年8月18日（金）13：00～16：30

	時 間	科 目	講 師	内 容
1 日 目 午 後	13：00 13：15	【開会式】		開会挨拶 オリエンテーション
	13：15 14：45	【講義と演習】 社会的養護の子どもへの理解 と支援の実際	児童福祉関係者 学識者	事前学習で学んだ講義内容をふまえ、社会的養護の子どもへの理解や支援について、講師と受講者の質疑応答を通して理解を深める。
	15：15 16：15	【実践報告】 社会的養護の子どもへの支援 の取組	報告者： 児童福祉関係者	社会的養護の子どもや保護者の支援に取り組んでいる実践者の報告を通じて、今後の支援への気づきや見識を深める。
	16：15 16：30	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。

③ フォローアップ学習 2023年8月22日（火）～9月5日（火）

- ・フォローアップ学習期間中に、本研修受講後に提出された受講者からの振り返り（アンケート）について、個人が特定されない形で受講者専用ホームページに随時掲載する。
- ・受講者同士、研修後の振り返りを共有することで、新たな気づきや理解を深める。
- ・事前学習で視聴したオンデマンド動画を再視聴し、受講後の理解を深める。

8. 児童相談所弁護士専門研修

(テーマ：事例の理解から深める児童相談所弁護士の役割を考える)

- 1 目的 児童相談所においては、子どもの命と権利を守るために法制度の的確な活用と共に、子どもの意見表明権の保障を積極的に取り組む必要があります。事例検討やパネルディスカッションを通じて、児童相談所の児童福祉司等の職員への法的助言や協働について、多角的に学びます。また、全国の常勤・非常勤に関わらず子どもの権利擁護に関わる弁護士間のネットワークを広げます。
- 2 対象 児童相談所に勤務している弁護士（常勤・非常勤・嘱託を問わない）
- 3 定員 40名
- 4 期間 2023年（令和5年）10月12日（木）～10月13日（金）（2日間）

5-1 内容（オンデマンド）

	時間	科目	講師	内容
オンデマンド	60分	【講義】 子ども虐待の影響と医学診断の活用	医師 学識者 児童福祉関係者	虐待を受けた子どもの心身の影響（トラウマ等）を理解するとともに、裁判所への申立てに必要な医学診断の活用について学ぶ。

5-2 内容

	時間	科目	講師	内容
1日目 午後	13:00 13:15	【開会式】	—	開会挨拶 オリエンテーション
	13:15 14:45	【講義】 児童相談所に関わる弁護士の実務を学ぶ	司法関係者 学識者	児相に関わる弁護士が、裁判官、調査官、検察、警察、児相等の機関が有する機能の特徴を理解して、留意すべき点を学び適切な対応や連携を考える。
	15:00 17:00	【グループ討議】 各自の経験事例をもとに情報交換	参加者	参加者から提出された子どもの権利擁護・法的対応・ケースワーク上の課題について、小グループで検討する。
	17:00 17:15	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
2日目 午前	9:30 12:00	【事例検討】 児童相談所の困難事例として法律相談の視点を学ぶ	助言者 弁護士 報告者 児童福祉関係者	事例検討では、児童相談所から提出された困難事例の報告をもとにして、法律相談に必要な姿勢や対応について、助言者と報告者のやり取りを中心に検討を進める。

	時 間	科 目	講 師	内 容
2 日 目 午 後	13：15	【パネルディスカッション】 事例検討をとおして、援助方 針会議のあり方を考える	助言者： 弁護士 医師 児童相談所関係者	児童相談所の職員（管理職、児童福祉司、 児童心理司など）が加わり、子どもの権 利擁護の視点にたった援助方針会議のあ り方や役割について理解を深める。
	15：15			
	15：15 15：30	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振 り返る。
	15：30 15：45	【閉会式】		閉会挨拶 アンケート記入、事務連絡

9. こころのシリーズ「虐待を受けた子どものこころの支援」【オンライン】

(テーマ：多様な心理・社会的な課題を抱える家族への支援)

- 1 目的** 子ども虐待への対応支援において、その親と家族には、多様な心理・社会的な課題が存在している。特に親自身が、子ども時代に被虐待体験があり、大人から共感的なケアを受けずにいた影響が、子どもへの愛着や共感性に影響を及ぼすことや、社会的に孤立し、生活全般にストレスを感じ、生きづらさを抱える傾向が強いことが指摘されている。
- 本研修では、虐待を受けた子どもと親、家族への実践的な支援や取組を通じて、親や家族が抱える心理・社会的な課題への理解を深め、子ども虐待に関わる支援者の資質向上を図ることを目的とする。
- 2 対象**
- 子ども虐待対応に関わるあらゆる職種の支援者
 - パソコンを使用しオンライン（ZOOM）による受講が可能である者
 - 受講後のアンケートを必ず提出できる者（※）
- ※提出されたアンケートは受講者専用のホームページに掲載されます。
※アンケートは無記名（職種のみ記載）で掲載され、受講者の振り返りのために共有されます。
- 3 定員** 200名（※）
- ※受講者一人につき、あるいは一機関につき、一つのアカウント（受講番号）を付与します。
- ※事前申請により、同一機関内において複数人の視聴が可能です。
- ※複数人視聴の場合、ライブ配信時の複数台機材での視聴は禁止します。
(一つのアカウントにつき、視聴用パソコンは一台のみとします)
- 4 期間** 本研修は3つの日程で構成されています。
- ① 事前学習【オンデマンド】2023年10月17日（火）～11月14日（火）
 - 受講者専用ホームページから動画視聴による受講。期間中は繰り返しの視聴が可能。
 - ② 本研修【ライブ配信】2023年11月2日（木）13:00～16:30
 - 「ZOOM」によるライブ配信による受講。
 - ③ フォローアップ学習 2023年11月7日（火）～11月14日（火）
 - 受講者専用ホームページに受講者からのアンケート（振り返り）を共有する。
 - 事前学習のオンデマンド動画を再視聴し、理解を深る。
 - フォローアップ学習期間終了後は、受講者専用ホームページは閉鎖する。

5 内 容

① 事前学習【オンデマンド】2023年10月17日（火）～11月14日（火）

時 間	科 目	講 師	内 容
60分	【講義】 多様な心理・社会的な課題を抱える家族への支援	児童福祉関係者 心理臨床家 学識者 医師	虐待を受けた子ども、その親、家族が抱える多様な心理・社会的な課題への理解を深め、子どもや家族への必要な支援を考える。

*11月2日のライブ配信の講義前に必ずご受講（視聴）ください。

② 本研修【ライブ配信】2023年11月2日（木）13：00～16：30

	時 間	科 目	講 師	内 容
1 日 目 午 後	13：00 13：15	【開会式】		開会挨拶 オリエンテーション
	13：15 14：45	【講義と演習】 多様な心理・社会的な課題を抱える家族支援の実際	児童福祉関係者 心理臨床家 学識者 医師	事前学習で学んだ講義内容をふまえ、実際の家族への理解や支援について、講師と受講者の質疑応答を通して理解を深める。
	15：15 16：15	【実践報告】 多様な心理・社会的な課題を抱える家族支援の取組	報告者： 児童福祉関係者 心理臨床家	実際の家族支援に取り組んでいる実践者の報告を通じて、支援現場での活用への気づきや見識を深める。
	16：15 16：30	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。

③ フォローアップ学習 2023年11月7日（火）～11月14日（火）

- ・フォローアップ学習期間中に、本研修受講後に提出された受講者からの振り返り（アンケート）について、個人が特定されない形で受講者専用ホームページに随時掲載する。
- ・受講者同士、研修後の振り返りを共有することで、新たな気づきや理解を深める。
- ・事前学習で視聴したオンデマンド動画を再視聴し、受講後の理解を深める。

10. 特別講座 受援力を高めるために必要な支援を考える
 ～世代間伝達の理解を踏まえて～
 【オンライン】

- 1 目的 虐待の世代間伝達を理解することは、なぜ虐待が起きるのかという根本的な視点に立ち返ることと、あわせて、予後を見据えた支援を考える契機となります。現場では、支援を求めない・支援が途切れる親やSOSを出せない子ども達と出会います。なぜ、人に助けを求めることができないのかという根本的な視点から理解を深めて、支援者として、受援力を高めるために必要な支援のあり方について学びます。
- 2 対象
- ・子ども虐待対応に関わるあらゆる職種の支援者
 - ・パソコンを使用しオンライン（ZOOM）による受講が可能である者
 - ・受講後のアンケートを必ず提出できる者
- 3 定員 200名（※）
- ※受講一人につき、あるいは一機関につき、一つのアカウント（受講番号）を付与します。
 ※事前申請により、同一機関内において複数人の視聴が可能です。
 ※複数人視聴の場合、ライブ配信時の複数台機材での視聴は禁止します。
 （一つのアカウントにつき、視聴用パソコンは一台のみとします）
- 4 期間 2023年（令和5年）11月17日（金）（1日）
- 5 内容

	時間	科目	講師	内容
1日目午前	10：30 10：45	【開会式】	—	開会挨拶 オリエンテーション
	10：45 11：45	【講義】 支援を求めない子どもと親の背景を考える	学識者 児童福祉関係者	支援が必要なのに関わらず、なぜ、支援を拒むのかその背景を学ぶ。そこには、虐待の世代間連鎖が背景にあることも少なくない。受援力を高めるための支援について、子どもと親の視点から考える。
1日目午後	13：00 15：00	【ディスカッション】 支援を求めない子どもと親に対する支援者の姿勢や関係づくりについて	学識者 医師 児童福祉関係者	世代を超えて引き継がれる虐待を防ぐために、子ども期に必要な支援のあり方と受援力を高めるために必要な心構えについて、また、子どもと親の視点から支援者の姿勢や関係づくりのあり方を学ぶ
	15：00 15：15	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	15：15 15：30	【閉会式】	—	閉会挨拶 アンケート記入、事務連絡

11. 健康障害のシリーズ「DV・子ども虐待と健康障害」【オンライン】

(テーマ：DVにかくれた子ども虐待を見落とさないための支援と協働)

- 1 目的** DV家庭の子どもの通告が増加し心理的虐待の件数が急増しているが、その中には重篤な健康障害をもたらす事例がある。早期発見し適切に対応するために、DVやそのメカニズムについて深い理解が不可欠である。DVが子どもに及ぼす影響、それが見落とされる結果として被害が加害に転じるメカニズムなど、多面的に学ぶ。そして、医療と福祉の相互理解や連携、地域の多職種連携の促進、支援の幅の広がりを図る。
- 2 対象**
- 子ども虐待対応に関わるあらゆる職種の支援者
 - パソコンを使用しオンライン（ZOOM）による受講が可能である者
 - 受講後のアンケートを必ず提出できる者（※）
- ※提出されたアンケートは受講者専用のホームページに掲載されます。
※アンケートは無記名（職種のみ記載）で掲載され、受講者の振り返りのために共有されます。
- 3 定員** 200名（※）
- ※受講一人につき、あるいは一機関につき、一つのアカウント（受講番号）を付与します。
※事前申請により、同一機関内において複数人の視聴が可能です。
※複数人視聴の場合、ライブ配信時の複数台機材での視聴は禁止します。
(一つのアカウントにつき、視聴用パソコンは一台のみとします)
- 4 期間** 本研修は3つの日程で構成されています。
- ① 事前学習【オンデマンド】 2023年11月14日（火）～12月12日（火）
 - 受講者専用ホームページから動画視聴による受講。期間中は繰り返しの視聴が可能。
 - ② 本研修【ライブ配信】 2023年12月1日（金）13：00～16：30
 - 「ZOOM」によるライブ配信による受講。
 - ③ フォローアップ学習 2023年12月5日（火）～2024年1月9日（火）
 - 受講者専用ホームページに受講者からのアンケート（振り返り）を共有する。
 - 事前学習のオンデマンド動画を再視聴し、理解を深める。
 - フォローアップ学習期間終了後、受講者専用ホームページは閉鎖する。

5 内 容

① 事前学習【オンデマンド】2023年11月14日（火）～12月19日（火）

時 間	科 目	講 師	内 容
60分	【講義】 DVと子ども虐待	学識者 医師 心理臨床家 児童福祉関係者	DV家庭の子どもの通告が増加し、心理的虐待の件数が急増した。DVは子どもの健康や生涯にわたりどのような影響を及ぼすのかを学ぶ。

② 本研修【ライブ配信】2023年12月1日（金）13：00～16：30

	時 間	科 目	講 師	内 容
1 日 目 午 後	13：00 13：15	【開会式】		開会挨拶 オリエンテーション
	13：15 14：15	【講義】 「DV加害者」を理解する －被害が加害に転じるメカニ ズム－	学識者 医師 心理臨床家 児童福祉関係者	DV加害者とは、どのような生育歴、背景や特徴を持った人たちか、また、地域社会や職場との関係はDVにどのような影響を与えるのか。被害が加害に転じるメカニズムも含めて、DV加害者の理解を深める。
	14：45 16：15	【シンポジウム】 DVにかくれた子ども虐待、 子ども虐待にかくれたDVを 見落とさず支援をつなぐ実践 －DV被害者支援、DV加害者 支援、子ども虐待対応の現場 から学ぶ－	学識者 医師 弁護士 心理臨床家 母子保健関係者 児童福祉関係者	DVと子ども虐待に関わる多機関協働の実践から、DVにかくれた子ども虐待、子ども虐待にかくれたDV、を見落とさない支援のあり方を学ぶ。 また、DV被害者への支援のあり方と、支援者相互の協働・連携について学ぶ。
	16：15 16：30	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。

12. 児童養護施設職員指導者研修

(テーマ：児童養護施設における養育と人材育成)

- 1 目的 児童養護施設は、虐待によりトラウマ等の深刻な問題を抱えている児童が増加し、その保護者の多くは心理社会的な課題を抱えているため、そのケアや支援にあたっては、高度な専門性を有する人材の育成が課題となっている。基幹的職員等指導的立場にある職員に求められる人材育成の方法、児童相談所を含む多機関多職種との連携や組織づくりを学ぶ。
- 2 対象 児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にある指導員、保育士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、自立支援担当職員、自立支援コーディネーター、心理職、グループホーム長等で、児童福祉施設経験通算5年を満たした者
- 3 定員 60名
- 4 期間 2024年（令和6年）1月17日（水）～1月19日（金）（3日間）

5 内容

	時間	科目	講師	内容
1日目 午後	13:00 13:15	【開会式】		開会挨拶 オリエンテーション
	13:15	【講義と演習1】 児童養護施設における人材の 育成上の課題	児童福祉関係者 学識者	児童養護施設では対応の難しい子どもが増え、高度な専門性が求められる。そのため、人材育成、チームアプローチ、支援者支援が不可欠である。一方、施設現場における人材育成等の実践を困難とする課題をグループ討議を通じて明らかにし、講師とのディスカッションを通して解決の方向性を学ぶ。
	17:00	領域①～⑥		
	17:00 17:15	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
2日目 午前	9:40 9:45	【オリエンテーション】	—	
	9:45	【講義】 児童養護施設における子ども の「暴力」等の理解と対応	児童養護施設職員	子どもの「暴力」、「自傷」、「性問題」はなぜ繰り返し発生するのか。職員はどう対応し、対応する職員をどう支えるのか。施設の中で起きる子どものいわゆる「問題行動」を多面的に学ぶ。
	11:15	領域①～⑥		

	時間	科目	講師	内容
2日目 午後	13:00	【講義と演習2】 いわゆる「施設崩壊」を乗り越えた経験から養育のあり方を再考し、チームアプローチの重要性を学ぶ	ファシリテーター： 児童福祉関係者 心理臨床家 学識者	児童養護施設において子どもの暴力に直面することは珍しくない。エスカレートすればいわゆる「施設崩壊」し、職員のストレスは非常に大きく職員がバーンアウトし離職者が出ることもある。いわゆる「施設崩壊」を経験し乗り越えてきた施設の取り組みから、養育のあり方の見直しやチームアプローチの方法を学ぶ。
	15:00	領域①～⑥		
	15:15	【演習1】 働き続けられる施設にするために何が必要か	医師 心理臨床家 学識者	児童養護施設職員には高い専門性が求められる一方、ストレスから職員の早期離職が課題である。長く働き続けられる組織づくりのために各現場で取り組む施設内研修や人材育成について意見交換し、働き続けられる環境には何が必要かを考える。
	16:45	領域①～⑥		
	16:45 17:00	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
3日目 午前	9:25 9:30	【オリエンテーション】	—	
	9:30	【パネルディスカッション】 社会的養護経験者が語る施設の暮らし	パネリスト： 社会的養護経験者 コーディネーター： 学識経験者	社会的養護経験者の視点で、児童養護施設での暮らしを語っていただく。子どもに「支援」はどう見えていたのか、当たり前だと思われてきた支援者中心の「支援」を再考する。
	11:00	領域①～⑧		
	11:15	【演習2】 児童養護施設における支援者支援とは	児童福祉関係者 学識経験者 参加者	3日間の研修と日々の実践を振り返り、自らの専門性と課題を発見する。
	12:15	領域①～⑧		
3日目 午後	12:15 12:30	【閉会式】	—	閉会挨拶、事務連絡
	12:30 12:45	【振り返り】		本日の研修から得られたことについての振り返り、アンケート記入

領域 《参考》改定 児童養護施設の研修体系～人材育成のための指針～（平成29年3月）より

①人材育成の基本 ②資質と倫理 ③子どもの権利擁護 ④知識 ⑤子どもの支援技術

⑥チームアプローチと機関協働 ⑦家族支援 ⑧里親・ファミリーホーム支援

13. 指導教育担当児童福祉司任用前研修

(法定研修)

- 1 目的 厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知に基づき、以下の点を到達目標として本研修を実施する。
- 子どもの権利を守ることを最優先の目的としてソーシャルワークを指導することができる。
 - 適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる。
- 2 対象 児童福祉司としての勤務経験年数が3年以上の者、かつ、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者。
(e-ラーニングシステムによるオンデマンド教材の受講と筆記試験があります。)
※本研修の実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市です。これら自治体等と当センターとの委託契約に基づく受講になります。
- 3 定員 60名（各コース）
- 4 実施方法 前期課程・後期課程共に参集（会場：西日本こども研修センターあかし）
- 5 期間

日程 (コース)	研修期間
A日程	【前期】2023年（令和5年）8月30日（水）～9月1日（金）（3日間）〈参集〉 オンデマンド教材視聴、筆記試験受検、プレSVの実践、ケースレポート 課題作成は、指定された期間内に実施もしくは提出 【後期】2024年（令和6年）1月31日（水）～2月2日（金）（3日間）〈参集〉
B日程	【前期】2023年（令和5年）9月13日（水）～9月15日（金）（3日間）〈参集〉 オンデマンド教材視聴、筆記試験受検、プレSVの実践、ケースレポート 課題作成は、指定された期間内に実施もしくは提出 【後期】2024年（令和6年）2月14日（水）～2月16日（金）（3日間）〈参集〉
C日程	【前期】2023年（令和5年）9月27日（水）～9月29日（金）（3日間）〈参集〉 オンデマンド教材視聴、筆記試験受検、プレSVの実践、ケースレポート 課題作成は、指定された期間内に実施もしくは提出 【後期】2024年（令和6年）2月28日（水）～3月1日（金）（3日間）〈参集〉

6 内容

(6-1)指導教育担当児童福祉司任用前研修<前期課程>【研修センター参集】

	時間	科目	講師	内容
1日目 午後	12:30 12:45	【開会式】		開会挨拶 オリエンテーション
	12:45 14:15	【演習1】 子ども家庭支援のためのケースマネジメント① 「スーパービジョンを行う上でのポイント」	児童福祉関係者 学識者	スーパーバイザーの立場からのケースマネジメント、ケースの見立てや支援方針決定の手順等、スーパービジョンのポイントについて理解を深める。
	14:30 16:00	【演習2】 関係機関との連携・協働と在宅支援	児童福祉関係者 学識者	事例をもとに、関係機関と連携しながら継続して在宅支援を行う上でのポイントを学ぶ。
	16:15 17:15	【演習3】 スーパービジョンの基本① <グループ意見交換>	参加者	小グループに分かれて、児童相談所におけるスーパービジョンの実施状況等について情報交換し、意見交流を深める。
	17:15 17:30	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	2日目 午前	9:40 9:45	【オリエンテーション】	—
9:45		【演習4】 子ども虐待対応①-1 「虐待が子どもの人生に与える影響」	医師 心理臨床家 児童福祉関係者 学識者	逆境的小児期体験（ACEs）等について学び、虐待が子どもに与える影響を理解する。
		【演習5】 子ども虐待対応①-2 「トラウマインフォームドケアの実際」	医師 心理臨床家 児童福祉関係者 学識者	子ども虐待とトラウマの関係性をふまえ、トラウマインフォームドケアの実際について理解を深める。
12:45		【演習6】 子ども虐待対応②-1 「精神疾患を抱える保護者への理解と対応」	医師 心理臨床家 児童福祉関係者 学識者	虐待事例における、精神疾患を伴う保護者への対応について、事例をもとに理解を深め、実際の対応のあり方を学ぶ。
2日目 午後	14:00 15:30	【演習7】 非行事例への対応	児童福祉関係者 心理臨床家 学識者	性的問題事例等の児童相談所特有の少年非行への支援や対応のあり方を学ぶ。
	15:45 17:15	【演習8】 スーパービジョンの基本② 「風通しの良いチーム作りのために」	児童福祉関係者 心理臨床家 学識者	風通しの良いチーム作りにつながる、スーパーバイザーの姿勢や対応等を学ぶ。
	17:15 17:30	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	3日目 午前	9:40 9:45	【オリエンテーション】	—
9:45 10:30		【演習9】 子ども虐待対応②-2 「分離保護時の対応」	児童福祉関係者 学識者	分離保護時の子ども・保護者対応の在り方を検討する。

	時 間	科 目	講 師	内 容
3 日 目 午 前	10：45	【演習10】 社会的養護における自立支援 ① 「各ケア段階への理解」	児童福祉関係者 学識者	各ケア段階における社会的養護の子どもの支援を検討する。
	12：15			
3 日 目 午 後	13：30	【演習11】 社会的養護における自立支援 ② 「関係機関との協働」	児童福祉関係者 学識者	模擬事例を通して、子どもへの支援・機関連携と協働を検討する。
	15：00			
	15：15	【後期課程オリエンテーション】	—	振り返り・アンケートの記入および後期課程受講までのインターバル期間の説明等
	15：30			
	15：30	【閉会式】		
15：45				

(6-2) 教材による受講科目【オンライン (オンデマンド)】

時 間	科 目	講 師	内 容
90分	【講義1】 子どもの権利擁護と児童家庭福祉の現状・課題	岩佐 嘉彦 (いぶき法律事務所) 浦 弘文 (明石市)	子どもの権利擁護と児童家庭福祉の動向と課題について理解を深める。
90分	【講義2】 スーパービジョンの基本	山本 恒雄 (愛育研究所)	児童相談所におけるスーパーバイズの基本的な考え方を理解した上で、職員の育成について学ぶ。
90分	【講義3】 ソーシャルワークとケースマネジメント	川崎 二三彦 (子どもの虹情報研修センター) 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)	子ども虐待に対応するソーシャルワークとケースマネジメントについて、必要な知見を学ぶ。
90分	【講義4】 子どもの発達と児童虐待の影響、子どもの諸問題	田中 究 (兵庫県立ひょうごこころの医療センター) 丸山 朋子 (大阪急性期・総合医療センター)	子どもの年齢に応じた発達を学ぶとともに、子ども期の逆境的体験が健康や発達に与える影響等について理解を深め、必要かつ最新の知見を修得できる。

* オンデマンド教材の受講後にレポート提出があります。

(6-3) 指導教育担当児童福祉司任用前研修<後期課程>【研修センター参集】

	時間	科目	講師	内容
1日目 午後	12:30 12:45	【開会式】		開会挨拶 オリエンテーション
	12:45 14:15	【演習1】 子ども虐待対応③ 「死亡重症事例の検証」	児童福祉関係者 弁護士 学識者	虐待による死亡事例を通して、虐待死に至った経過を学ぶとともに、重症化を防ぐために必要な手立てについて、理解を深める。
	14:30 17:00	【演習2】 行政権限の行使と司法手続き 「法的困難事例の検討」	弁護士 学識者	事前課題として提出された「法的対応に困った事例」をもとに、法律の解釈や法的手段の活用について学ぶ。
	17:00 17:15	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
2日目 午前	9:40 9:45	【オリエンテーション】	—	事務連絡
	9:45 11:15	【演習3】 子ども虐待対応④ 「保護者・家族支援の基本」	児童福祉関係者 心理臨床家 学識者	虐待に至った保護者や家族への対応と支援に必要な知識と技術を学ぶ
	11:30 13:00	【演習4】 子どもの面接・家族の面接	児童福祉関係者 心理臨床家 学識者	ロールプレイ等を通して、実績的な面接技術について学ぶ。
2日目 午後	14:15 15:00	【演習5】 スーパービジョンの基本② 「スーパービジョン演習の進め方」	参加者	スーパービジョン演習の進行について、事前の準備や確認、進行中のルール等を学ぶ。
	15:15 16:00	【演習6】 スーパービジョン演習① <グループ事例検討1>	参加者	スーパーバイズの実践に向けて、事前課題で提出された事例を対象に、小グループに分かれての事例検討を行う。
	16:15 17:00	【演習7】 スーパービジョン演習② <グループ事例検討2>		
	17:00 17:15	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
3日目 午前	9:40 9:45	【オリエンテーション】	—	事務連絡
	9:45 10:30	【演習8】 子ども家庭支援のための ケースマネジメント② 「グループスーパービジョン の実践に向けて」	児童福祉関係者 学識者	ケースマネジメント向上のための職場でのグループスーパービジョンの導入について、具体的な手順を学ぶ。

	時間	科目	講師	内容
3日目午前	10:45	【演習9】 スーパービジョン演習③ ＜グループ事例検討3＞	参加者	スーパーバイズの実践に向けて、事前課題で提出された事例を対象に、小グループに分かれての事例検討を行う。
	11:30			
	11:45	【演習10】 スーパービジョン演習④ ＜グループ事例検討4＞		
3日目午後	12:30			
	13:45	【演習11】 スーパービジョン演習⑤ ＜グループ事例検討5＞		
	14:30			
	14:45	【演習12】 スーパービジョン演習⑥ ＜グループ事例検討6＞		
	15:30			
	15:45	【演習13】 子ども家庭支援のための ケースマネジメント③ 「グループスーパービジョン の振り返り」	児童福祉関係者 学識者	グループ事例検討を全体で振り返り、職場でのスーパービジョン実践を重ねていくための意識を高める。
16:30				
	16:30 16:45	【振り返り】	—	本日の研修から得られたことについて振り返る。
	16:45 17:00	【閉会式】		閉会挨拶 アンケート記入、事務連絡

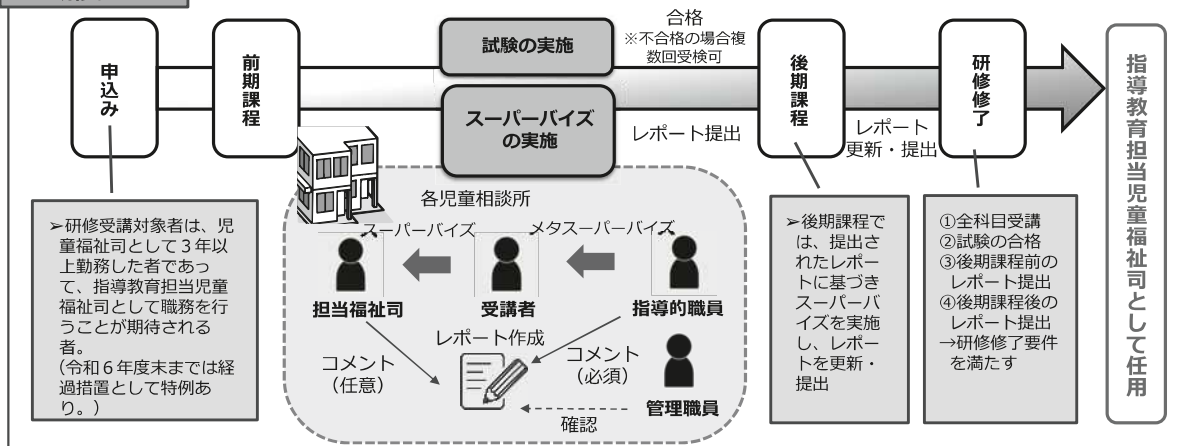
令和4年4月以降の指導教育担当児童福祉司の任用前研修の取扱い等について【概要】

(令和3年8月27日付け子家発0827第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

1. ポイント

- 令和4年4月1日以降に任用される指導教育担当児童福祉司は、任用前に研修を受講する必要があること。
ただし、令和3年度末までに任用後研修を修了した者は、令和4年4月1日時点で任用前研修を受講したものとみなして指導教育担当児童福祉司として任用することができること。
- 任用前研修の受講対象者は「児童福祉司として3年以上勤務した者であって、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者」とすること。
ただし、令和6年度末までの間の任用前研修は、児童福祉司としての勤務経験が3年未満の者であっても、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者を受講対象とすることも差し支えないこと。
- 後期課程の受講までに、筆記試験の合格が必要となること（試験はオンラインによる研修ツールを活用予定）。
- 後期課程の受講までに、スーパーバイズの実践を実習として行い、レポートを作成・提出すること。
後期課程では、提出されたレポートに基づくスーパービジョンを実施し、レポートを更新・提出すること。

2. 研修フロー



国が示した法定研修のカリキュラム

(参考) 通知「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」
(平成29年3月31日付 雇児発0331第16号) より

児童福祉司スーパーバイザー研修カリキュラム
(指導教育担当児童福祉司任用前研修に名称変更)

コマ (90分)

区分	科目	細目	コマ数
講義 【オンデマンド】	1 子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	○子どもの権利擁護 ○子ども家庭相談援助制度及び実施体制 ○社会的養護における自立支援	1
	2 スーパービジョンの基本	○スーパービジョンの目的、基本 ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のメンタルヘルス（バーンアウト等） ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）の逆転移への対応 ○児童相談所内外のチームマネジメント ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のケースの管理	1
演習	3 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	○ケースに関する情報把握のあり方 ○子ども、親、家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースマネジメント（アセスメント・プランニング）とは ○ケースの問題の評価の方法 ○支援計画の立て方 ○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価	2
	4 子どもの面接・家族面接に関する技術	○子どもの面接・家族面接（ロールプレー）	1
	5 関係機関（市町村を含む）との連携・協働と在宅支援	○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性 ○市区町村相談援助業務と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○関係機関との協働と在宅支援 ○多職種連携のためのコミュニケーションの取り方	1
	6 行政権限の行使と司法手続き	○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続き ○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗告、刑事告発、告訴等	1

区分	科目	細目	コマ数
演習	7 子ども虐待対応	<ul style="list-style-type: none"> ○初期対応の演習（ケースインテイク・情報収集・イニシャルリスクアセスメント・初期対応のプランニング） ○模擬事例による性的虐待への対応（2つの事例をディスカッション） ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証・検討 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）検証の理解 ○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応相談援助の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法（トラウマ・アタッチメントを中心に） ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○虐待に関連する子どもの諸問題（不登校、非行など） ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○親・家族への対応、親・家族への支援 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）への対応 	4
	8 非行対応	<ul style="list-style-type: none"> ○非行相談事例のケースマネジメント（アセスメントと支援プラン） ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方 ○特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方 ○少年法との関係性 	1
	9 社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 	2
	10 スーパービジョンの基本	<ul style="list-style-type: none"> ○スーパービジョンの目的、基本 ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のメンタルヘルス（バーンアウト等） ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）の逆転移への対応 ○児童相談所内外のチームマネジメント ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のケースの管理 	3

区分	科 目	細 目	コマ数
講義 【オンデマンド】	11 子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	○子どもの成長・発達と生育環境 ○子ども虐待対応 ○非行対応 ○障害相談・支援	1
	12 ソーシャルワークとケースマネジメント	○ソーシャルワーク ○子ども家庭支援のためのケースマネジメント ○児童相談所における方針決定の過程 ○関係機関との連携・協働と在宅支援	1

合計19コマ

X 児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員への ブロック研修

1 背景

全国的な児童虐待通告件数の増加や死亡・重篤事例の発生という背景の下、新任児童福祉司および児童福祉司スーパーバイザーの育成を担う指導的職員の責務が重要視されています。そのため、児童相談所には、＜児童福祉司・スーパーバイザー・指導的職員＞といった組織的なスーパーバイズのシステムの構築が求められています。指導的職員は、精神的なストレスや緊張を抱えやすい一方で、自らが外部の研修に出る機会が少ない傾向にあります。そのため、当センターでは、多忙な現場にある指導的職員が1人でも多く参加できるよう全国児童相談所長会の各ブロック単位で、指導的職員を対象とした研修を2021年度から開始しました。

2 目的

児童相談所において、その豊富な経験と専門的な知識を持つ指導的職員は、重要な判断を担う実務の「要」であり、スーパーバイザーを育成する立場でもあります。指導的職員から寄せられた意見を踏まえ、必要とする知識や視点・スキルを学ぶことや、同じ立場の者との意見交換及びネットワーク構築を主眼としています。

3 対象

児童相談所の児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員（スーパーバイザー経験おおむね3年以上の者）

4 開催時期等

全国児童相談所長会およびブロック幹事児童相談所等と調整の上、日程が確定次第、お知らせします。内容は、オンデマンド学習および参集型研修（1泊2日）、研修参加後にはフォローアップアンケートを実施するなど、研修期間をとおして継続的な学びを提供します。

5 開催場所

全国児童相談所長会の各ブロック単位において研修を開催します。

XI 子ども家庭総合支援拠点の設置等を支援するアドバイザー派遣事業

子ども虐待の予防・防止や子どもと家族の福祉に関する支援を強化するため、市区町村子ども家庭総合支援拠点（以下「拠点」という。）の設置が2016年児童福祉法で法定化され、2022年度には全市区町村に拠点が設置されていることが目標とされました。2022年の児童福祉法改正では、2024年度より、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされたため、その基盤となる子ども家庭支援体制の強化が喫緊の課題とされています。

当センターでは、拠点の設置等を支援するアドバイザー派遣事業を、2020年度から実施してきましたが、これまで過去3年間の実績を踏まえ、こども家庭センターの設置を視野にいれて、自治体の依頼に応じたアドバイザー派遣等の市区町村への支援を引き続き実施していきます。

(1) 自治体の依頼によるアドバイザー派遣

市区町村におけるソーシャルワークの実務に精通した者や、拠点の立ち上げに知見を有する者をアドバイザーとして、各自治体からの依頼により派遣調整します。2022年度のアドバイザーは、有識者13名、自治体職員16名から構成されています。

アドバイザーは、自治体の依頼内容により、拠点立ち上げにかかる課題解消に向けた、助言、研修講師、実践状況の報告などを通して、依頼元自治体の拠点設置等を支援します。新型コロナウイルスの流行状況により、対面型・オンライン型共に対応します。



(2) 自治体を対象とした説明会・相談会

拠点の設置ならびに適切な運用を支援するため、市区町村が拠点の設置等にかかる課題の解消に役立つ情報、ならびに、都道府県が行う市区町村への支援に役立つ情報を提供するため、都道府県・市区町村職員を対象とする説明会・相談会を実施します。

(3) 市区町村子ども家庭支援体制強化研修

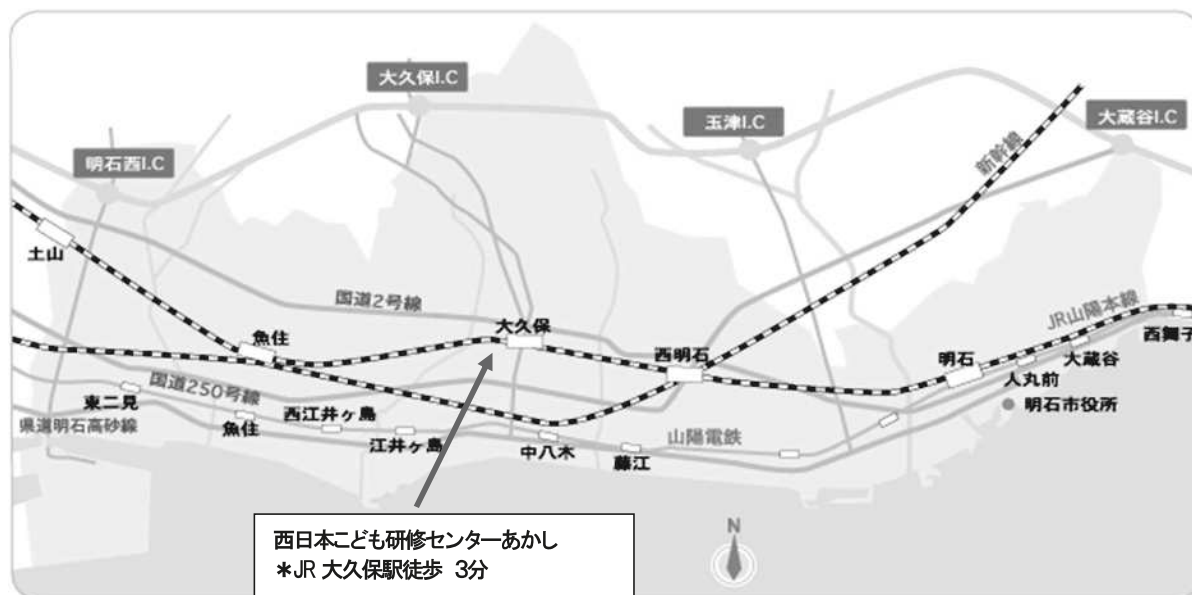
市区町村における子ども家庭支援体制強化の必要性及び拠点の専門性を確保するにあたって、管理者・監督者の理解を深めるため、都道府県との共同開催により、アウトリーチ型研修を実施します。

.....

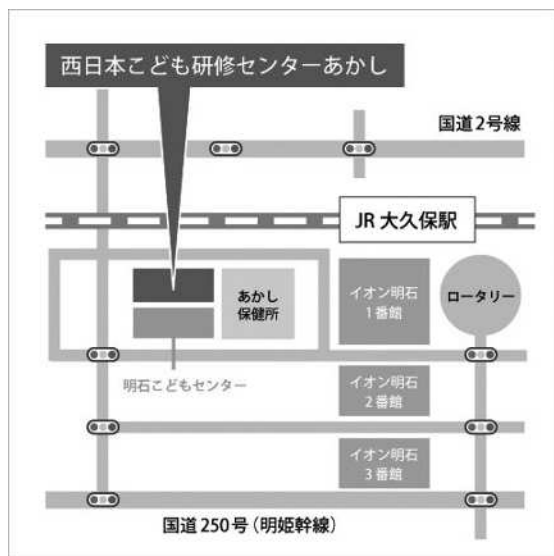
MEMO

地図・アクセス

(広域地図)



(詳細地図)



【アクセス】

○大阪方面からのアクセス（電車）

JR山陽本線「新快速」で大阪駅から（約40分）、西明石駅で「普通」に乗換、西明石駅から大久保駅まで約3分

○東京方面からのアクセス（新幹線）

新幹線東京駅から西明石駅まで約3時間30分

JR山陽本線 西明石駅から大久保駅まで約3分

○中国・九州方面からのアクセス（新幹線）

新幹線博多駅から西明石駅まで約2時間30分

新幹線岡山駅から西明石駅まで約40分

JR山陽本線 西明石駅から大久保駅まで約3分

○JR西明石駅からタクシー利用の場合

JR西明石駅からセンターまで約15分

(参考) 【宿泊施設情報】

明石観光協会のホームページをご覧ください (<https://www.yokoso-akashi.jp/stay>)

西日本子ども研修センターあかし

〒674-0068 兵庫県明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7

TEL 078-920-9675 FAX 078-920-9671

(平日8時55分～17時40分)

代表アドレス info@akashi-nkkc.jp